

取組方針の内容

協議会の構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組内容の内、概ね5年(2017年度～2021年度)で実施する取組内容を取りまとめ、共有するために取組方針を作成している。
 なお、取組方針の作成にあたっては国土交通省から示された「水防災意識社会の再構築に向けた緊急行動計画」等に基づき、取りまとめている。主な取組内容は以下の通り。

水害・土砂災害対応タイムライン作成・活用

タイムラインとは、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画をいう。

資料1-9、参考資料3 参照

取組内容

- 河川管理者等のタイムラインを精査し、ホットラインの運用や避難勧告等のタイミングを記載した上で協議会の場を活用し、共有する。(2018.6まで)
- 土砂災害警戒区域や浸水想定区域の見直しに合わせて、「タイムライン(防災行動計画)策定・活用指針」に基づくタイムラインを作成する。(2022.3まで)
- 毎年出水期前に協議会の場を活用し、タイムラインの確認・検証を行う。(順次実施)



国土強靱化対策に基づく河川整備・土砂災害防止施設整備

取組内容(水害)

- 多数の家屋や重要施設等の保全対策
 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、洪水氾濫を未然に防ぐ対策を実施する。(2021.3まで)

資料1-8 参照

取組内容(土砂災害)

- 避難路※、避難場所の安全対策の強化
 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、円滑な避難を確保する施設整備を実施する。(2021.3まで) ※緊急輸送路を含む
- 重要インフラの機能確保
 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤等の整備を実施する。(2021.3まで)

資料1-8 参照

水害・土砂災害危険性の周知

取組内容(水害)

- 地先の安全度マップによる浸水想定および河川水位の情報を提供することで、水害の危険性を周知する。(引き続き実施)
- 想定最大規模の洪水浸水想定区域図について作成し公表する。(2020.3まで)
- 危険性周知が必要な箇所に、簡易量水標を設置する。(引き続き実施)

資料1-10 参照

資料1-5、資料1-7 参照



地先の安全度マップ最大浸水深図1/200 滋賀県防災情報マップ(HP)より掲載



滋賀県防災情報マップによる公表

資料1-10 参照

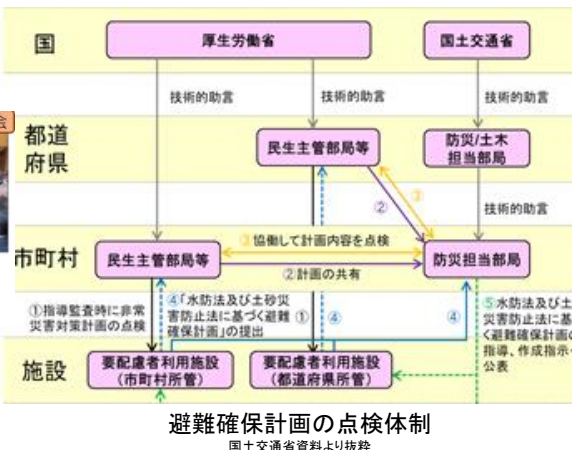
要配慮者利用施設における避難体制への支援

取組内容

- 対象となる全要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を目指し、支援する。(2022.3まで)
- 避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況および施設の位置づけの見直しについて、毎年協議会の場において進捗状況を確認する。(順次実施)

資料1-10、資料3 参照

資料1-4 参照



取組内容(土砂災害)

- 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域や基礎調査結果を公表し、土砂災害リスク箇所を周知する。(引き続き実施)
- 新たに判明した土砂災害リスク箇所に対する基礎調査を実施し、結果を公表・周知する。(2020.3まで)
- 土砂災害警戒情報の精度向上を図る。(引き続き実施)

資料1-4 参照

防災教育の促進

取組内容

- 防災に関する補助教材を活用した小中学校と連携した防災に関する出前講座の取組を実施する。(引き続き実施)

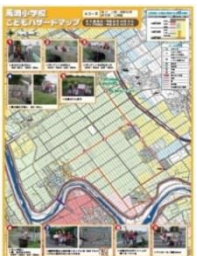
今後、国の作成した指導計画(2018年度の作成予定)を全ての学校に共有。(防災に関する内容が強化された新学習指導要領に基づく授業が2020年度から開始されることを踏まえて取組を進める)



川と地域の関わりについて学習



危険な個所の点検の様子



こどもハザードマップ

その他の取組内容

- その他の取組については「水防災意識社会」再構築ビジョン等に基づく東近江圏域の取組方針に基づき、取組を行う。

資料1-3 浸水警戒区域の指定を踏まえた取組を実施(取組方針p.15)

参考資料2 参照

資料1-1、資料1-2、資料1-6、資料2-1、資料2-2、資料2-3、資料2-4
 特にリスクの高い地区では、水害・土砂災害に強い地域づくり(そなえる対策)の取組を実施(取組方針p.16)